

## 2

### イランの農地改革について考える

—オムデマーレキのデヘ（むら）の事例をめぐって—

おお の もり お  
大 野 盛 雄

まえがき——農地改革を考えるにあつて——

出典 『アジア経済』第8巻第10号  
1967年10月

- I オムデマーレキ支配下のデヘ（むら）
- II 農地改革の経過
- III 農地改革の成果と問題点

まえがき——農地改革を考えるにあつて——

近代化が阻まれている国々の場合、その近代化を阻止する大きな条件の一つとして、共通して指摘されるものは、大土地所有制度にもとづく農民支配の体制であるが、イランの場合もその例外ではない。現在、イランの農業、農村を基本的に規定しているものは、土地制度としてのマーレキ＝ライヤット (mālik=ra'iyat) 制<sup>(1)</sup>であるが、この土地制度のもとでの大土地所有者は、農民支配を基礎にして、中央の支配権力に対する政治的な圧力ともなっている。マーレキ＝ライヤット制はイクター (iqṭā') 制やそれにつぐトゥユウル

(tūyūl) 制といった、11世紀セルジュウク (Seljūq) 朝以来の土地制度の歴史的な展開<sup>(2)</sup>の遺産を引き継ぐ形で、遅くともガージャール (Qājār) 朝のもので、中央の支配権力の枠をはずれ、民間に野放しの形で成立し、国の全土にわたって農村を支配してきたと考えられるものである。

マーレキ=ライヤット制とは、土地所有者としてのマーレキ (mālik=アルバブ <arbāb> とも呼ぶ) が、その所有する土地を農民であるライヤット (ra'iyat) に耕させ、農民の生産した収穫物の中から地代(現物分益を主とする)を取り上げる関係であるが、マーレキはライヤットの生産にとどまらず、多くの場合その生活までも支配するのが普通で、マーレキとライヤットの関係は、単なる土地所有者と借地人の関係よりもはるかに厳しい支配・従属の関係である。

ところで、このような土地制度のもとにおいては、ライヤットはその生産ならびに生活を農村としてのデヘ (dehむら)<sup>(3)</sup>という最小の単位地域社会において営んでおり、マーレキはこのデヘをライヤット支配の場の単位としてとらえている。一般には「このマーレキはいくつかのデヘを所有する」、あるいは「幾人かのマーレキがこのデヘを所有する」というように、デヘはおもに都市に住むマーレキによってその外からとらえられ、マーレキ、ライヤット間の支配・従属の関係は、デヘにおける生産生活の構造にきわめて具体的にあらわれている。したがってイランの土地制度は、このデヘの社会経済構造を基礎として成り立っていることを無視することはできない。

さて、以上のようなマーレキ=ライヤット制という土地制度のもとでの大土地所有とはいかなるものであろうか<sup>(4)</sup>。多少イラン的な解釈を行なう必要があろう。さきに述べたようにマーレキによるライヤット支配はデヘを単位として行なわれているわけであるが、このデヘは普通6ダーング(dāng)より成り立っている。つまり6ダーングというのは完全な1個を示すのであって1ダーングとか3ダーングとかはその6分の1、6分の3を意味している。イランでは土地の売買、相続の場合にたとえば2ダーングとか4ダーングとかというデヘの部分単位が用いられるのが普通である。そこでいま1人の

マーレキが一つのデヘを6ダングつまり独り占めするときには、このマーレキをオムデマーレキ ('umdeh mālik) と呼び、部分単位を所有するときにはコルデマーレキ (khurdeh mālik) と呼ぶ。このオムデマーレキの場合はデヘを場とした農民支配がコルデマーレキのデヘよりも厳しい場合が多いと考えられるが、同時に他のデヘをも6ダングあるいは部分ダングをあわせ所有する形で、大土地所有者となっている場合が実際に多い。コルデマーレキの場合は一つのデヘを独り占めすることはないから、それだけでは、大土地所有者とはならないことが多いが、やはり同時に他のいくつかのデヘをも部分所有することによって、結局は大土地所有者になっていることがある。

イランでは、これまでに大土地所有ということをとくに規定することが慣習的にも明瞭でなかったようである。たとえば、特定のデヘをめぐるそれがオムデマーレキのものかコルデマーレキのものかという、いわば属地的に区別することが一般的で、統計上それぞれのデヘの数を知ることができる<sup>(6)</sup>。しかし、特定の土地所有者が土地をどれだけ所有しているか、いくつのデヘをもっているかという、いわば属人的な統計を入手することは困難である。しかもデヘをいくつ以上もつものとか何ヘクタール以上の土地を所有するものを大土地所有者とみなすというような設定は実際にはきわめてむずかしいわけである<sup>(6)</sup>。

ところで、以上のような大土地所有が、農民支配を基礎として中央の支配権力に対する政治的な圧力となり、また農業を低位の生産性におしとどめ、農民の生活水準の低さの原因となり、したがって国民経済の発展を阻止しているのだということで、皇帝を中心とする政府はいわゆる「農地改革」<sup>(7)</sup>に踏み切ったのである。1962年1月、イラン皇帝ムハマッド・レザー・シャー・パハラヴィー (Muḥammad Rizā Shāh Pahlavi) は、首相アリー・アミニー ('Ali Amini) ならびに農相ハサン・アルサンジャーニー (Hasan Arsanjāni) によって打ち出された農地改革案を支持する閣議決定を法令として承認し、議会の協賛を求めることなくして実施に移すように命令を下した(皇帝は翌1963年1月26日、農地改革の内容を含む6箇条の改革案を国民投票にかけ、信任されるとい

う方法をとった)。この「農地改革法」は、1963年3月アゼルバイジャン (Āzarbāyjān) のマラーゲ (Marāgheh) から着手され皇帝みずからも農民に直接に地券を手渡すというデモンストレーションを行なうという形で、はなばなしく実施の段階にはいった。これまで大土地所有者支配下の農地再配分については、政府によって幾たびか試案が立てられ、ついに1960年には「土地所有の制限ならびに改善に関する法律」が両院を通過したにもかかわらず (実際にはマーレキに都合のよいように骨抜きにされて通過した)、それを棚上げしたまま、新しい農地改革法を議会に提出せずして実施に踏み切るとするのは、それだけで、中央の支配権力の性格を表現しているが、同時にそのように踏み切らざるをえなかった必然性を認めないわけにはいかない。中央の支配権力にとって、農地改革の緊急の目的は、大土地所有者の経済的基盤を掘りくずすことであつたと考えられる。

このような農地改革の第一歩は、通常「第一次段階」と呼ばれるが、これは主としてオムデマーレキに打撃を加えることが目的であつたといわれている。つまりさきに述べたところの大土地所有者のイラン的な性格をふまえた上での土地再配分方式がとられたわけである。「農地改革法」においては、1960年の「土地所有制限ならびに改善に関する法律」のように、所有面積の大きさでの制限 (灌漑地なら800ヘクタール、非灌漑地なら400ヘクタール) を採用せず、マーレキは一つのデヘを限度として土地を所有できることにした。したがってオムデマーレキの場合は、一つのデヘ (6ダーン) を選んで手もとに残すことができるということである。またもしもいくつかのデヘを所有していてもそのいずれのデヘも完全に独り占め (6ダーン) していない場合は、いくつかのデヘの部分に合わせて一つのデヘ相当分を限度として所有できるということである。以上のような一つのデヘないしはその相当分という制限を越えた所有分については政府が買い上げ、農民に再配分する方法がとられた。

ところで、わたくしは以上述べてきたようないわゆる農地改革について考察を行なっていこうと思うものであるが、その前提として多少配慮しておき

たい若干の問題点がある。第1には、この農地改革によってその対象とされたマーレキ=ライヤット制についてである。マーレキとライヤットの関係は、オムデマーレキでもコルデマーレキでも、地代の授受を基本的な媒介とした支配・従属のそれであるが、実際には、作物の種類、地方的慣習、農業技術、耕地制度、地代形態などと関連したうえで、地方により、また隣り合ったデへ相互でも著しい相違がみられ、全国的にも地方的にも一律に観念的にマーレキ=ライヤット制の姿を理解することはきわめて困難である。とくに地代形態においては、古い形での労働地代から現物分益地代、現物定額地代に至るまで、いわば地代範疇の歴史的諸段階が、同時に地域的分布の形でみられるわけで、このようなマーレキとライヤットの関係を歴史の中にどのように位置づけたらよいか現在のところ問題が残されている状態である。

第2には、このような土地所有者と農民の関係の煩雑さを避けるためか、あるいはペルシャ語のマーレキ、ライヤットの日本語への単なる翻訳上の問題から、マーレキ=ライヤット関係を地主=小作関係として把握しようとする考えについてである。この場合にはイランの農地改革は地主=小作制を対象とする日本の農地改革に対応するものとみなされることになるわけである。こうした考えの根拠には、1905年の憲法革命を明治維新と同様に近代への出発線とし、トゥウウル制の廃止を版籍奉還、地租改正などの一連の政策に対応するものとみなし、したがって、現在のマーレキ=ライヤット制を明治以降の地主=小作制に対応させるということがあるのではないだろうか。しかしながら、このような歴史段階の対応はきわめて大きな疑問をかかえていることはいままでもない。また単にマーレキを地主、ライヤットを小作とするということが翻訳上の技術的なことからやむをえないとしても、いったん地主、小作として翻訳された場合に、地主、小作そのものの日本的な概念がかえってマーレキ=ライヤット制の理論的な理解の展開に際し大きな障害となるであろうことは当然のことにように思えるのである。このことはヨーロッパ人がマーレキ=ライヤット制をヨーロッパ封建社会における荘園制とみなす誤りを犯すことが多いのと同様である<sup>(8)</sup>。

第3には、近代化が阻まれている国において、その近代化を阻止する条件の一つとしての大土地所有制を廃止するということが可能かどうかということである。農地改革を大土地所有者から土地を買い上げ、農民に分譲するという、単に農地再配分の技術的なこととして限定してのみ取り上げるならば、とくに問題はない。しかしながら、農地改革をいかなる支配権力が、どのような意図からおしすすめているかということ、つまり国家の支配権力の性格と、大土地所有者、農民の相互の力関係を吟味するとすれば、単にある立場での土地再配分をそのまま農地改革として評価するわけにはいなくなるであらう。

ところで、第4には、実際に農地改革の分析を行なうに当たっての作業をどうしたらよいかということである。まず、資料の問題である。現在のところ農地改革については政府の農地改革局の官庁資料が一応概括的な記述をしているのみで、他には多少評論めいたもの<sup>9)</sup>が散見する程度である。現に農地改革が実施された地方ないしはデヘに光をあてて、たとえば農民の生活がどのように変貌したかについて記載した資料はこれを発見することはまず不可能である。したがって理念化された農地改革法の条文なり、農地改革局発行のパンフレットを利用するのみでは、農地改革の実態把握ということとあまりにも遠い隔りがあることになるだろう。

そこで、わたくしはこのいわゆる農地改革という農地再配分が、現実に農村にどのような影響を与えたか、農民の生活をいかに変えたかということについて、むしろ農民ベースに立って調査を行なうことにしたわけである。

農地改革が実際に行なわれたデヘを具体的に取り上げ、その改革前と改革後を対比するならば、農地改革がいかなる立場で実施され、どのような過程をとって、いかなる変化を農民、農村に与えたかを集中的に考察できると考えたからである。もちろんこうした抜き取り式の個別調査は、現に全国的に実施されつつある農地改革の総体をとらえるために統計的な裏づけがされなければならないわけであるが、現段階ではそれは不可能である。本論にお

いては、デへの具体例を掘り下げることによって、農地改革の本質の一つの断面を示そうというのが目的である。

## I オムデマーレキ支配下のデヘ（むら）

具体例として取り上げるデヘは、イランの南部、ファールス(Fārs)地方の中心地シーラーズ(Shirāz)市の北東約80キロメートルのところ、ザグロス山脈のまん中に広がるマルヴダシュト(Marvdasht)の広大な谷に散在して立地するデヘの一つケイルアーバード(Khayrābād)<sup>(10)</sup>である。このデヘの総面積は、休閑地もいれて約550ヘクタール、住民はすべてイスラム教徒でその人口は263人、核家族57である。この周辺のデヘの中では規模のもっとも小さいものの一つである。このデヘは1962年まではオムデマーレキの支配下にあり、厳しいマーレキ＝ライヤット制のもとに、住民はその生産も生活もともにマーレキによって強く支配されてきたが、1963年には農地改革の第一次段階において解放の対象となり、住民はすべてデヘガーネ・アーザード(dihqān-i āzād)、つまり「自由な村民」となった。農作物は冬播きの小麦、大麦を主とするが、このほかに夏作セイフィー(sayfi)としてのサトウダイコンが少々作られている。

このケイルアーバードが現在のようなデヘとして成立したのは、ほぼ40年以前のことであるという。このデヘの住民は、かつてはラシャニー(Lashani)と呼ばれる遊牧民で、各家族がテント生活をし、数十家族が長の指揮のもとに一集団となって行動していた。この一団は他のいくつかの集団とともにカーン(khān)のもとに従属し、そのカーンはさらに上位のカーンに従属するという形で遊牧民全体がいわば軍隊的な統率・支配機構をなしていた。このラシャニーの最高のカーンはもと下院の議長を務めた人物<sup>(11)</sup>であった。この組織のもとでは下位のものは上位のものに忠誠を誓うとともに毎年羊などを献上することが義務として強制されていたが、他方上位のものは下位のもの

を単に支配するだけでなく、かばう態度があった。つまり日本の封建社会における主従の倫理関係のごときものが存在していたと考えられる。とくに最高のカーンに対する尊敬は大きかった。これはマーレキ＝ライヤット制のもとではまずみられない関係である。さてこのような遊牧民の大組織に属していた小集団としてのこのデへの住民はその長の指揮下に、冬は現デへの北側の山地の麓にテントを張り、夏は南側のマルヴダシュトの谷の中央に広がる平地に降り、羊や山羊を放牧するという年に2度の移動を行っていた。ラシャニーの移動は他の大遊牧民集団としてのガシュガーイー (Qashqāi) やバクティーアーリー (Bakhtiāri) のそれに比べるときわめて小規模なものであった。かれらの生業は放牧と女子の「じゅうたん」織りだけで、農耕は小さい行なわなかったということである。

ところで現皇帝の先代のレザー・シャー・パハラヴィー (Rizā Shāh Pahlavī) は、その独裁的な政策をイランの近代化という旗印のもとに強行し、その一環として、中央の支配権力に対する最大の圧力の一つであった遊牧民の勢力を抑えるために、遊牧民へ定着化をおしすすめようとした。この政策の影響も受けて、ラシャニーは徐々に定着化に向かったが、このデへの住民は周辺のデへの住民とともにそのころ定着したわけである。これが約40年前のことである。ちょうどそのころシーラーズに住むマーレキのラザヴィー (Razavī) は、このデヘー帯の土地を入手し、農業経営を始めようとし、ラシャニーの遊牧民にライヤットとして小麦、大麦の耕作をしないかとすすめた。かれらが定着する意志があるならば、マーレキは村壁、ガルエ (qal'eh) を作り、ガナート (qanāt—地下灌漑溝) を掘ることを約束した。これは現在このデへのキャドコダー (kadkhudā—村長的な存在) の父が、末端集団の長を務めていたときのことで、このデへの住民たちはライヤットとして住みつくことになった。ここで、マーレキがライヤットを、デヘという場にとらえ、小麦、大麦を作らせ、その収穫物のうちから現物分益地代を取り上げる、典型的なマーレキ＝ライヤット制が成立したわけである。

ラザヴィーは、ケイルアーバードー帯に約700ヘクタールの土地を所有して



いたがこの土地はコレイカーニー(Kuraykhānī)、ケイルアーバード、ゼイヌアーバード(Zaynābād)、ベリーアーナッキ(Birīānak)の四つの耕作地区、つまりマズラエ(mazra'eh)に分かれ、それぞれガナートが背後の山地の麓にある母井戸から引かれていた。この広い耕地の中にケイルアーバード、ベリーアーナッキ、ゼイヌアーバードの三つの村壁が互いに離れて建てられ、(後にケイルアーバード村壁の脇にマジュドアーバード〈Majdābād〉村壁が建てられた)、ライヤットたちはそれぞれ分割して住まわされていた。各村壁はマーレキが農業経営のために耕地のあちこちに建てたいわば「飯場」のごときのものであるといってもよいだろう。マーレキはライヤットをあちらの村壁からこちらの村壁へとかってに移住させることはまれではなかった。というのは各耕作地区により土地生産力の較差があり、したがってどの耕作地区の耕作権を保有するかによってライヤットの収入には差があったからである。そればかりでなくライヤットの働きが悪いかマーレキに対して反抗した場合には、デへから退去させることも容易であった。

ところで、農民がライヤットであるということは、マーレキよりいわば耕作権と考えられるガーウ(gāu)を与えられているということである。このガーウは「耕作権の株」といってもよいだろう。ガーウはもちろん個人に与えられるものであるが、このデへでも実際にはあたかも家族に耕作権が与えられているようなものであった。中には父親と息子が共にライヤットで2ガーウをもつ家族もあった。このガーウの授受については文書が交換されるわけではなく、マーレキの一方的な意志によって簡単に与えられ、また取り上げられた。父親が死亡した場合にはそのガーウは息子によって世襲されるのが一般である。マーレキはこのようなガーウを保有したライヤットを20人とか30人とかの組に分け、前述の四つの耕作地区に割り当てた。耕作地区のコレイカーニー、ケイルアーバードに割り当てられたライヤット家族は主としてデへ・ケイルアーバードに、ゼイヌアーバード耕作地区のものはデへ・ゼイヌアーバードに、ベリーアーナッキ耕作地区のものはデへ・ベリーアーナッキにそれぞれ居住するものが多かった。しかし実際にはベリーアーナッキ村壁

に住んでいてコレイカーニー耕作地区集団に属するという形もみられた。

したがって1人のライヤットは生産に関しては耕作地区集団に、生活に関してはアパートか飯場のごとき村壁集団に属するという形がとられ、デへを場にした地域社会としての構造はきわめて弱体であったといつてよいだろう。しかし、他方マーレキはこの二つの集団の存在をその所有する全耕地の中で巧みに統制していた。つまりデへごとにライヤットの中からキャドコダーを選び、住民をその生活の側面において統制させ、さらにキャドコダーを各耕作地区に属させることによって生産の側面においても統制させていたわけである。

各耕作地区においては、いわゆる「開放耕地制」がとられていた。マルヴダシュトにおいては通常二圃制による耕作が行なわれていたが、キャドコダーの指図によって各耕作地区の半分が毎年休閑され、残りの半分のこの地区に割り当てられたライヤットのガーウの数で短冊形の耕地片に区分し各ライヤットは「くじ」でそのいずれかの耕地片を割り当てられることになる。この場合隣り合ったライヤット同士が、3～4人で共同耕作することは自由でしかも普通行なわれていた。この開放耕地制においては、ライヤットは個人にせよ、共同労働にせよ、一応耕作労働の段どりに関しては相対的独自性をもたされている形になる。しかし、毎年自分が耕す土地はまったく定まっていな

イランで一般にいわれる農業の5要素、土地、灌漑用水、種子、犁牛、労働力のうち、このデへでは土地、水、種子はすべてマーレキの提供で、残りの犁と労働力はライヤットの負担になっていた。収穫物の麦はライヤットの手で脱穀された後マーレキとライヤットの間で分益されることになる。つまり分益という形で現物地代がマーレキに納められるわけである。いま1ガーウの収量を「10」とすると、まず「1」をキャドコダーに、残りの「9」のうち「6」をマーレキに、「3」をライヤットの分とする。つまり地代分は10分の6、ライヤットの取得分は10分の3ということになる。

このデへでは小麦も大麦も1ヘクタールに平均して75キログラム播種し、

約10倍の収量がとれるから、750キログラムの収穫がある。特例を除いてどのライヤット家族も1ガウを保有するだけであるから、その耕地面積は平均して8ヘクタールである。このデヘでも二圃制をとっているから、毎年作付するのは8ヘクタールの半分、つまり4ヘクタールである。したがってこの4ヘクタールの耕地からは3000キログラムの収穫があがることになる。ところでこのうちライヤットの取得分は、さきに述べたように10分の3で、900キログラムである。このデヘでも麦の作付にあたっては小麦3、大麦1の割合にするから、ライヤットの小麦の取得分は675キログラム<sup>(12)</sup>である。小麦は主食としてのパンの原料として用いられるが、このデヘのライヤット1家族の平均人員は6人であるから、小麦は1人分112.5キログラム消費できることになる。この数字はおそらく低いほうの限度を示すもので、実際には大麦をも混用しなければならない。食料以外の生活物資購入のためには、おもに大麦を現物交換にあてるが、現金収入の途としては小麦も売らなくてはならない。したがってここに示した麦の取得分では衣服や日用品はおろか、主食すらもまかなうことができない状態である。「じゅうたん」織りにしても原料の羊毛はこの麦によって購入しなければならず、生計を支える有力な柱にならない。このような状態であるから、ライヤットは麦の収穫期が近づくころには麦の貯えが底をつき、マーレキより前借りをせざるをえない。この分は収穫後ライヤットの取得分から差し引かれる。ただし利息はとられない。

以上のようにライヤットは、その生産、生活がすべてマーレキのために、つまり地代を納めるという目的によって厳しく規定されているわけである。ライヤットは毎年単純再生産を繰り返すだけで、取得分のうち貯蓄に向ける余剰はない。しかもライヤットとしての耕作権は不安定であり、いつなるときマーレキによって取り上げられるかもしれない。過去も未来もない連続がこのデヘのライヤットの生活であったわけである。マーレキがシーラーズに住み、このデヘは単に地代を生み出す場であり、ライヤットはそのための手段であるという、まさにマーレキ＝ライヤット制のもっとも典型的な形がこのデヘには描かれており、したがって、このデヘが農耕を媒介とした地域社

会として発展し、このデヘ特有の文化が堆積していく余裕はまったくなかったといってもよいのではないだろうか。もしも住民社会の中に、特色ある文化を見いだせるならば、それは遊牧民時代より維持してきた生活様式によって支えられたものであった。たとえば「じゅうたん」織りは単に生計を支えることを動機として始められたものではなく、遊牧時代から女子の生活の一部としての性格が強く、かならずしも収入を増す手段になっていない。

ところで、以上ように一つのデヘのライヤットたちが、毎年判をおしたように一つの目的に向かって、つまり地代を納めるために耕作をするというしくみは、都市に住むマーレキにとってはあたかも地代を生み出す一つのセットのように考えられていたのではないだろうか<sup>(13)</sup>。このことを示すものとして次のようなことがあった。ともかくも以上のような状態が20年ほど続いたあと、10年間ほどマーレキはこの地代を生み出すセットのケイルアーバード一帯の土地約700ヘクタールを隣のデヘ在住のA（デヘ・ケイルアーバードのキャドコダーの妻の父）という人物に年額100万リアル（1 rial=約5円）で貸与した。この借地人を一般にモスタージェル(mustajir)と呼ぶが、このモスタージェルはデヘのライヤットに対しては、マーレキとまったく同じ態度をとった。地代を納めるライヤットにとっては、マーレキでもモスタージェルでもまったく同じであった。100万リアルは小麦に換算(小麦1キログラム8リアルとして)すると12万5000キログラムになる。しかし700ヘクタールの全収穫を小麦で計算すると、二圃制でしかも1ヘクタール当たり750キログラム(播種量の10倍の収穫)の収量があるとして26万2500キログラムであるから、12万5000キログラムの借地料は全収穫の10分の4.8にあたる。つまりモスタージェルは全収穫の10分の6をライヤットより地代として取り上げていたわけであるから、地代分をマーレキとモスタージェルが4.8と1.2の割合で分益していたことになる。

ところがこのモスタージェルによるセットの代行が終わり、約10年前よりマーレキが再びデヘの支配に戻った。この段階になるとマーレキのラザヴィーは単に地代を取り上げるという、日本の「不在地主」的な立場から抜

けだし、デヘを場とした農業経営に関心をもちはじめた。トラクターを購入し、ライヤットに割り当てられた耕地を賃耕し、またガナートの母井戸近くに新たに井戸を掘り、ポンプを設備するなど、生産力を高めることによって、地代収入をふやすことに努めたと考えられる。しかしいわば「農場経営」というものからはほど遠いものであった。

さて農地改革後の変化を語るのに見落としてはならないことがある。このデヘのキャドコダーはもちろんライヤットの一員ではあったが、マーレキによるデヘ支配のかなめとしての立場に立ち、各耕作地区にガウを所有し、またライヤットの生産する全収穫物の10分の1をみずからの取得分とするなど、その所得は他のライヤットよりはるかに高いものであった。したがってこのデヘに接した土地20ヘクタールをすでに農地改革前に入手し、自作を行っていた。また3年前から、近傍のデヘのこのデヘに接した自作農Bの土地40ヘクタールをも借り入れ、耕作を始めていた。このキャドコダーは農地改革が行なわれた1962~63年の前夜においてすでに他のライヤットとかけはなれた存在であったことは確かである。このキャドコダーは農地改革の過程ならびに、改革後にきわめて重要な役割を果たすことになったのである。

## II 農地改革の経過

以上のようなオムデマーレキの支配下にあったケイルアーバードは、1963年すでに述べたように農地改革の第一段階として、解放の対象となった。このころファールス地方では遊牧民のカーン所有下のデヘ解放をめぐる、遊牧民の中央政府に対する反抗が目立ち、政府は軍隊を派遣することによって改革を強行しようとした。ケイルアーバードにも農地改革局の技師がやってきて調査を行ない、ライヤットを集め改革の実施を告げた。しかしこのデヘの場合はキャドコダーがマーレキと連絡をよくとり、またマーレキはデヘのなりゆきには無関心の態度をとったために、デヘ内は平穏にとどまった。周

辺のデへの場合は、ライヤットがデへ内にあるマーレキの別荘などに放火するなど一時は不穏な空気があった。これまでマーレキの支配によって、過去も未来もなく、生活の単純再生産をしてきたライヤットにとって、農地改革は、単に土地の再配分という技術的なことにとどまらず、かれらの生活の全体系に対して大きな衝撃を与えることになった。キャドコダーはライヤットではあったが、かれのみが、改革後の未来像を多少予想することができたのではなからうか。一般にライヤットにとっては、未来において土地を与えられたとしても、これを独立で耕作する自作農になるということを想像することは困難であったろう。マーレキ＝ライヤット制のもとで、マーレキの圧迫については不満をもっている、マーレキ、キャドコダーの統制がなければ、行動できないように、習慣づけられてしまってきたからである。

ところで改革は急を要するというので、土地の法定測量などはいっさい行なわれることなく、とりあえずデへの慣行、マーレキの申告をもとにした農地改革技師の判断によって、デへ解放の計画書が作成された。マーレキはケイルアーバード周辺の約700ヘクタールの土地とそれに付随する村壁をすべて手放すことになった。各ライヤットが占拠していた村壁内の部屋(家屋に当たる)はそれぞれライヤットの所有物に、耕作地区ならびにそれに付随するガナートはそれぞれの開放耕地制をとる耕作地区集団に一括して解放されることになった。各ライヤットに解放される耕地分はこれまでにライヤットがその耕作地区内に保有していたガーウに相当するというのであった。

これまでマーレキは700ヘクタールに及ぶ土地のあちこちにケイルアーバード、マジウドアーバード、ベリーアーナッキの3村壁をもち、そのそれぞれにライヤットを分住させ、さらにベリーアーナッキ、コレイカーニー、ケイルアーバード、ゼイヌアーバード(このときまでにゼイヌアーバード村壁は雨が降り続いたために崩壊し、住民はケイルアーバード村壁その他に移住させられ、デへは消滅していた)の耕作地区集団に分割配置して耕作させていたわけで、ライヤットの属する村壁集団と耕作地区集団とは交錯した関係にあり、単にデへを解放するといっても容易ではなかった。そこで、農地改革技師の

判断により、あらためてベリーアーナッキ村壁とベリーアーナッキ耕作地区を一まとめにして、デヘ・ベリーアーナッキを、またケイルアーバード、マジユドアーバードの2村壁と、コレイカーニー、ケイルアーバード、ゼイヌアーバードの3村壁を一まとめにしてデヘ・ケイルアーバードということに再確認することにし、この二つのデヘを解放することになった。

ところで、実際の解放を行なうにあたって、さきに述べたようにこれまでのライヤットがどの村壁に住み、どの耕作地区にガーウを保有していたかという配置表が必要となり、マーレキにその提出が要請された。マーレキはここできわめて勝手な配置表を作成し提出した。つまり700ヘクタールの土地と、デヘの管理はさきに述べたようにマーレキにとっては、地代をとりあげるための手段としての性格が明確で、デヘとしての地域社会が定着することには関心がなく、村壁を作ったり廃止したり、またライヤットが配置されている村壁や耕作地区を転換したり、また耕作権を与えたり、取り上げることは、きわめて自由なことであったから、解放に当たってもかかってな配置表を作ることは別に不思議ではなかったと考えられる。これまで耕作権としての1ガーウを保有していたライヤットでも日ごろマーレキに反抗的態度をとってきたものがこの配置表よりはずされ、またこれまで耕作権を保有していなかったものが、配置表に書きこまれたりした。しかし技師がこの配置表が正確かどうかをライヤットに問い質した際、ライヤットたちはこれを正しいと承認した。

この配置表は次のようなもので改革以降デヘの構造を規定する重要な出発点となった。まず居住村壁のほうはケイルアーバード村壁ならびにマジユドアーバード村壁を合わせて、ライヤット46家族が割り当てられた。次に耕作地区のほうは、ケイルアーバード耕作地区は18ガーウ(1ガーウ9ヘクタール)とし、デヘ・ケイルアーバードよりライヤット11人(11家族)、デヘ・ベリーアーナッキよりライヤット7人(7家族)が参加し、ケイルアーバード耕作地区は28ガーウ(1ガーウ8ヘクタール)とし、デヘ・ケイルアーバードよりライヤット28人(27家族)が参加し、ゼイヌアーバード耕作地区は33ガーウ(1

ガーウ5ヘクタール)とし、やはりデヘ・ケイルアーバードよりライヤット33人(32家族)が参加することにした。またこのケイルアーバード村壁に配置された4人(4家族)のライヤットはデヘ・ベリーアーナツキのベリーアーナツキ耕作地区にそれぞれ1ガーウ(8ヘクタール)を割り当てられて出作りをすることになった。この耕作地区割当てをライヤット別にみると、1人のライヤットが一つの耕作地区に1ガーウずつを割り当てられたもの20人、二つの耕作地区にそれぞれ1ガーウ割り当てられたもの27人などのガーウ所有数の差があらわれ、また家族別にみると、1家族で一つの耕作地区に1ガーウを割り当てられたもの19家族、二つの耕作地区にそれぞれ1ガーウずつのもの25家族、二つの耕作地区にそれぞれ2ガーウずつのもの1家族、三つの耕作地区にそれぞれ1ガーウずつのもの1家族というように、ガーウ所有数の較差は家族別のほうがはるかに大きくなる。

ところで、政府はマーレキより買い上げられた土地の価格を決定するにあたり、これまでマーレキが納めていた地租額をもとにして、その100倍と機械的に算定することにし、その価格にもとづいて1ガーウの価格が算出されることになった。しかし各耕作地区により土地生産力の差(コレイカーニー耕作地区は播種量の12倍の平均収穫量があり、ケイルアーバード耕作地区は10倍、ゼイヌアーバード耕作地区は7倍)が明瞭であるにもかかわらず、地租はこれに比例しておらず、改革後の1ヘクタール当たりの売渡し価格はコレイカーニー5833レアル、ケイルアーバード1万5375レアル、ゼイヌアーバード850レアルという不平等な数字となってしまった。こうした不合理に対してライヤットたちは不平不満をせいぜいキャドコダーにもちこむ程度で、それ以上はどうすることもできなかった。この地価にもとづいて各ライヤットは15年賦で毎年1ガーウに対して、コレイカーニーは3500レアル、ケイルアーバードは8200レアル、ゼイヌアーバードは350レアルを政府に支払うことになった。

さてこのデヘにおいて解放がともかくも円滑におすすめられた条件の一つとして、さきにも述べたようにキャドコダーの存在はけっして無視できないものである。もともとキャドコダーはマーレキが、デヘ支配のかなめとし



てライヤットの中から選んだものであるが、このデヘを政府が支配の末端の単位地域として取り扱うようになってからは、キャドコダーは、マーレキ、政府、デヘの住民という三つの力関係、いわば三つの方向からのベクトルの結節点の位置に立っているといえよう。農地改革はこの政府のベクトルの力が強くなり、マーレキのそれが排除されることを意味するわけであるが、このデヘのキャドコダーはこの結節点に立って、三つの力関係を判断し、巧みに立ちまわったといえよう。個人的にもつ社交能力を十分に発揮して、一方マーレキに対してはマーレキがデヘやその住民の支配に執着をもたぬようにとりはからい、他方住民に対しては農地改革の必要性を説き、みずからが先頭に立って農地改革局に協力の態度をとったわけである。

このことと同時に指摘すべきことがある。それはマスコミュニケーションの手段としてトランジスターラジオの果たした役割ということである。たとえば数十年前から電気が農村にもはいるラジオが普及し、またその他の報道の手段が相当程度以上にいきわたってきた日本の農村の場合などと比べてみると、こうした手段をまったくもたずしかも文盲率90%以上という、これまでのイランの農村は、まったく報道の網の目からはずれた存在であって中央政府の政策が直接にいきわたるなどということは考えられなかったわけで、外界からはいってくる情報はマーレキから一方的に通達があるか、わずか行商人などからはいってくるものにすぎなかった。しかし農地改革の少し前よりトランジスターラジオが徐々に普及し始め、中央政府の農地改革に関する報道が直接にデヘのライヤットの耳に到達していた。デヘ・ケイルアーバードの場合も農地改革直前にトランジスターラジオが導入されたということである。このことが、マーレキ＝ライヤット制のもとに過去も未来もない生活を宿命的と思いつけてきたライヤットの意識の上に与えた衝撃は大きく、現在までおかれてきたみずからの境遇に批判的な見方をする条件となったといつてよいだろう。

### III 農地改革の成果と問題点

#### 1. 「自由な村民」——自作農創設——

デヘ・ケイルアーバードにおいては農地改革によってマーレキの側からの干渉、制約はいっさいたちきれてしまい村民はマーレキの支配から完全に解放された。デヘに住むものデヘガーン (dihqān村民) はマーレキからアーサード (āzād自由な), つまりデヘガーン・アーザード (dihqān-i āzād自由な村民) となった。もちろんこの「自由な村民」の主体はかつてライヤットであったもので、解放後ガーウに相当する土地の新たな所有者となったものである。つまり新しく創設された自作農 (46家族) である。

この自作農は、これまでのマーレキ支配のもとにおけるのと異なり、収穫物のすべてをみずからの収入とすることができるわけで、生産力の上で変化がないとすればその収入が3分の10倍に増加したことになる。自分が生産し収穫したものの10分の3しか自分の取得分にならなかった農地改革以前においては、ライヤットの生活は単純再生産の水準におしとどめられていたわけであるから、ともかくも全収穫高が自分のものになったということはかれらの生活にこれまでにはみられなかった余裕を与えることになったことは確かである。1ガーウ所有する自作農の収入は、さきに述べた1ガーウ保有のライヤットの収入の3分の10倍になることによって、小麦の収入は2225キログラムになり、家族構成6人の自作農家族の1人当たり小麦消費可能量は112.5キログラムより一躍して375キログラムに増え、たしかに主食のパンにはことかかなくなる。しかしながら、この状態では一応胃袋をパンで満たすことはできて、それ以上に農民が自発的に農業経営に投資できるだけの十分な余裕がもたらされたとはけっしていえない。農民は増収によるわずかな余剰をこれまで手のとどかなかった日用品の購入にむけたり、農業の面にしても、単に苛酷な労働から逃避できる道があるならそれにふりむけてしまう。

たとえば、これまで各家族はかならずロバを1~2頭所有し、運搬や遠出の用に使用してきたが、改革後は農民の多くがただ耕地と家の間の往復に用いるために、中古品の自転車を購入した。中古の自転車はかれらにとって、生活水準が向上したという自己顕示的表現の手段であったわけである。また、次のようなことがある。改革前にマーレキがトラクターを導入し、ライヤットの耕地を賃耕したことを述べておいた。その後速かにライヤットの犁牛が激減してしまったが、改革後はキャドコダーがこの賃耕を自分のトラクターで引き受け、現在では新自作農はそのすべてが、耕耘、ディスクかけ、脱穀をこのトラクターに依存するようになってしまった。1ヘクタールの耕耘代400レアル、ディスク代200レアル、小麦100マン(1man=約3キログラム)の脱穀代は4マンで、さきに示した1ガーウ所有の自作農のによると小麦で420キログラム分に該当する。これは小麦全収入2225キログラムと比べてみてかなり大きな支出になるわけで、収入が3分の10倍になったとしても、まだ経営が確立せず、まったく生産手段の整備していない新自作農にとっては、その経営・生活両面にわたる明らかな不均衡を示しているといつてよいだろう。

しかしながら、要するに農地改革は、農民をマーレキから自由にし、その収入に少なくとも地代分だけは余剰を与え、改革の直接の効果はあったことは確かである。

## 2. 耕作地区集団——開放耕地制を残す——

農地改革によって解放された農民はたしかにマーレキから「自由な村民」となり、自作農となったが、その内容は「自分」が耕作する土地が毎年「自分」のものという意味での自作農ではなかった。つまりマーレキから「自由」になっても、耕作地区集団からは「自由でない」存在にとどまったわけである。つまり、農地改革後も各耕作地区集団はマーレキ支配のもとでの開放耕地制のしくみをそのまま引き継いだ形で、耕地と水と農民を一まとめにした閉鎖的集団としての性格をそのまま残すことになったから、この場合の自作

農は正確に言えば「制限つきの自作農」といえよう。

「自由な農民」としての農民に、「あなたの土地は何ヘクタールですか」と質問しても、自由になったはずのかれらが1人として自分の耕地の広さを正確に答えられない。実際には一つの耕作地区の面積をこれに属する農民の数で割った面積が、1人の農民の所有面積分となり、けっして複雑なことからではないはずである。しかし、各耕作地区集団では全面積の約半分を毎年場所を変えて休閑地とし、その残りを農民の数で割地し各農民に割り当てるから、各農民が毎年耕作する面積はその所有面積分の半分ということになる。したがって農民にとっては土地がかれらに解放されたといっても、農地改革前と同様に毎年割り当てられる耕地片の広さにはたいした変化がなく、ライヤットでなかったものがマーレキによって特別にライヤットとして配置表に記載され、土地所有の権利を新たに与えられることになったもの以外は、休閑地分をもふくめて自分が所有するようになった土地全部についての実感はもっていないといってもよいだろう。むしろ、農民は地代を納めなくてもすむようになり、収入が3分の10倍にもなったということで、改革の実感をもっているといつてよいだろう。

ある1人の農民が、自作農になったという意識を多少もって、自給用の野菜をその年に自分に割り当てられた耕地の片隅に作ろうとカブラの種子を播いた。しかし葉が伸びてきたとき、その耕作地区集団に属する他の農民がこれに憤慨して、引き抜いてしまった。つまりカブラを作った土地は来年それを引き抜いた農民の割当て耕地になるかもしれない、今年地力が低下しないよという理由からであった。このように「制限つき自作農」より成り立つ閉鎖的集団としての耕作地区集団は、その構成員が共同で土地生産力を向上させ、ガナートの水を豊かにするように努力しないかぎり、特定の構成員の収穫も増加しないということで、農民が相互に厳しく規定しあい、したがって農民の階層分化をおしとどめる条件となっている。

しかしながら、各耕作地区集団を指導していく強力な人物があらわれるならば、この階層分化をおしとどめる条件がかえって生産力向上に役だつわけ

であるが、このデへのキャドコダーは各耕作地区集団に属しており、まさにこの役を果たしてきた。たとえば、マーレキがデへから完全に手をひいたあと、毎年のように崩れ、修理費のかかるガナートの管理が各耕作地区集団の負担にかかってきたのであるが、キャドコダーの強力な指導力で収入の余剰を共同出資して、ガナートの母井戸近くに新たに井戸を掘り、ポンプを新設して、用水確保が可能になったのは、その一例である。

少なくともこのデへにおいては、生産力が低く、農民の90%以上が文盲であり、社会意識が低いという状態のもとでは、自作農が個々独立に経営を行なっていくだけのポテンシャルはまったくなく、改革は生産力の低下をもたらし、農民の生活に混乱をもたらすにすぎなくなると判断されるから、キャドコダーの強力な指導力が発揮される限りにおいて、この耕地制度が残されたことは農民にとって意義があったとみなされる。

しかしながら、今後の農地改革の直接の目的がライヤットをマーレキから解放することになり、農民相互を規定している伝統的耕地制度にはまったく手を触れなかったということは、今後のデへの社会・経済構造がどのように展開していくかを規定する大きな条件となると考えられる。

### 3. 生産力の向上

デヘ・ケイルアーバードにおいては、農地改革後生産額が大幅に伸び、小麦の場合は約2倍にもなったということである。もちろんこの数字がどこまで信頼できるかは疑問であるが、生産力が向上したことは確かのようにである。この生産力向上を支えた条件は次のような二つのことからであったと考えられる。まず第1には、さきほど述べたことであるが、耕作地区集団が維持されてきたということである。この集団はもともとマーレキがライヤットを支配する手段としての役割を果たしてきたわけであるが、その支配が除かれた場合も、キャドコダーの強力な指導力によって、農民の生産活動が統制される条件となった。一時はあやぶまれた灌漑用水の確保も、キャドコダーの処

置によって成功し、少なくとも生産力の低下を防いだといえよう。もちろん耕作地区集団の存在は、一方では特定の農民のぬきでた勤勉、生産性の向上を阻止し、階層の分化をおしとどめる条件になるが、他方では農民たちの生産力を平均化し、耕作地区集団全体の生産力維持の条件となったと考えられる。

第2には、キャドコダーの導入したトラクターによる耕耘である。この点についてもさきに触れたことであるが、トラクターがデへの耕耘を完全に犁牛より奪い取ってしまったことは、デへ全体をみれば、このデへの農耕の機械化が促進したことを意味する。しかもトラクターの耕耘によってこれまで犁牛によっては果たせなかった深耕が行なわれ、それがとくに小麦の収量を向上させる結果となった。しかしこの生産力の上昇は、特定の新作農キャドコダーが、トラクター賃耕業を経営し、富を独り占めで蓄積することを前提としており、農民の農業経営の合理化、純収益の増大という点からみれば、むしろ矛盾を含みつつ遂げられたものである。

#### 4. 農民層の分解——新資本家の進出——

農地改革後2年経って、ケイルアーバードを再度訪ねたときに、1農民に「自由になったデへ」のその後の生活について尋ねたところ、「また新しいマーレキがでてきた」ということだった。この農民の返事はけっして無視できない農民の実感であろう。キャドコダーはすでに述べたように、ライヤットから解放された限りにおいては「制限つきの自作農」として三つの耕作地区集団に属しているが、改革前に所有していた20ヘクタールのほかに40ヘクタールを購入し、弟と共有の形で60ヘクタールを「まったく自由な」自作地として経営し、みずから井戸を掘って灌漑用ポンプを設備して小麦、サトウダイコン、果樹の生産など独立自営の農業を急速におしすすめてきた。またこのほかにさきに述べたトラクターを購入して賃耕業を始め、デへ・ケイルアーバードおよびその周辺のデへにわたって毎年800ヘクタールほどを耕耘

している。キャドコダーは土地所有だけで弟と共有で95ヘクタールにもなり、ポンプ番人やトラクター運転手などの常雇いをかかえ、単なる自家労働を主体とした自作農を越えた新興の資本家の型をとりつつある。かれは耕作地区集団の構成員という立場では、仲間の自作農を指導的に援助することによって、デヘ自体の社会構造に根をおろし、また周辺のデヘにもその経済的協力の手を伸ばすという形で投資の対象を求めていくという方向をとる新しい「実力者」となってきた。もちろん実力者ということは、旧マーレキにみられた一方的な農民収奪の再現を意味するのではなく、解放された自作農一般の経済的な発展を促進する推進力となりつつ、自らはそれを足場にしてそれ以上に資本を蓄積する新しい型を指しているのである。こうした新興の資本家は、農地改革によって姿を消した大土地所有者にかわって、マルヴダシュトの谷一帯のあちこちのデヘに出現しつつあることは注目すべきことである。

このようなぬきでた存在以外に農業経営を行なうものは、耕作地区集団に属し、44家族になる。これらはいずれも耕地制度に制約された形での「制限つき自作農」である。この中にはさきに配置表によって述べたように家族別ガウ所有数の較差があり、したがって所得の較差も当然にある。しかし今後著しい階層の分化はみられないと考えられるものである。

ところで、農地改革に関して見落としとしてはならない階層がある。このデヘにもコシネーション (khwushnishin) と呼ばれるものである。現在8家族で、ポンプ小屋の番人、バスの運転手、牧夫などで生計をたてている。農地改革前にコシネーションであったものの中から、配置表に書きいれられ、現在自作農になっているものがある。これはもっとも生産力の低い土地ゼイヌアード耕作地区にのみ割り当てられている5家族がそれである。ところがこれからはずれたものに、改革後デヘの外から移住してきたものが加わって、現在のコシネーションになっているわけで、将来も農業に従事できる可能性はまわずないと考えられる。

農業生産力の上昇が急速にあらわれないうえ、自作農の家族労働力は自家の農業経営の枠の中では過剰となる可能性は大きく、コシネーションとして

耕作地区集団の外にはみ出していき、さきにあげたコシネーションとともにデへの中に滞留する形になるだろう。もちろん外界での労働力市場が拡大していくならば、コシネーションの問題は解消するだろうが、現在そうした見通しは小さい。

#### 5. 社会構造——遊牧民出身の社会——

このデへの社会構造の側面として、農民がかつて遊牧民の末端の集団に属していたということが重要な意味をもっている。かれらはマーレキによる支配下においてデへ社会を縦断的に支配してきたマーレキ＝ライヤット制のもとでは、遊牧民独自の伝統的な人間関係は表面にだされず、むしろ生活の諸様式に他の農牧民と異なる形態を示してきたのであるが、農地改革によってマーレキによる支配から解放されると、遊牧民のもってきた潜在的な人間関係が、キャドコダーを「長」とする遊牧民的統一行動という形で顕著にあらわれ、改革後の混乱期を比較的無事に乗り切ることができたといえよう。

#### 6. 協同組合——流通機構の隘路——

マーレキがデへを支配していた農地改革前においては、農民であるライヤットが直接生産物の流通過程に深い関係をもつことがなかったといつてよいだろう。というのは、デへにおける農産物のうちマーレキは、小麦、大麦の場合は全生産高の10分の6、サトウダイコンの場合は10分の5を地代分として取り上げ、デへの外にもちだしみずから商品化していた。しかしライヤットにみずからの取得分の小麦、大麦で自給食料の最低線をなんとか守りつつ、サトウダイコンの売上金や羊、山羊の代金が現金収入の途であった。取得分としての小麦、大麦では自給のパンにも不足したが、日用品、パン以外の食料、衣料の購入に必要な現金を得るためには、やむをえず自給食料をも窮迫的に販売に向けなければならなかった。したがって農民による生産物の販売



は、自給分を越える余剰分が向けられたわけではなく、したがって農民が積極的に生産物の流通過程に関係をもったことがないということになる。デへの農産物が積極的に外界の流通機構の中に入れこむ途は、マーレキがとりあげた地代としての小麦、大麦のみであったとすることができる。

しかし、農地改革後になって、デへの農産物のすべてが農民の取得分となった今日、その農産物がどのように自給消費され、また流通過程に流れていくかが問題となる。さきに述べたように、農地改革後はデへ全体としてみれば、地代分が農民の手もとに戻った額は大きくみえるが、各農民の立場からみれば、地代分の増収入によってたしかにパンにはことかかなくなったが、それは一応胃袋を満たす状態であって、それ以上に農民が自発的に農業経営に投資するだけの余裕をもたらしたとはいえないわけで、農民はかつてマーレキが地代分をデへの外界に一括してもちだし、商品化していたように、その生産物を積極的に販売することができない状況にある。現在のところ小麦、大麦の販売は農民各自によって任意に行なわれている。あるときは商人が町より買付けにくることがあり、あるときにはデへ内のコシネションが買い付けて町に売りにいくことがある。また耕作地区集団がポンプの購入やガナートの修理などに必要な経費を作るために、キャドコダーが指揮をとって、各農民より小麦を集荷し、マルウダシュトの商人にトラックをよこさせて販売することもある。この場合には農民は現金には手をふれない。

このような任意の販売方法に対して1962年より政府のすすめで協同組合(シリカテ・ターヴォニー〈Shirkat-i ta'avuni〉)が近くのデへ、ゲシャキ(Gishak)に作られ、周辺のデへもこれに参加することになり、各農民は1000レアルを醸出した。この組合の目的は小麦、大麦の買付けを行ない、政府が干渉する形で全国的な流通機構の中に農民のための流通過程を結びつける組織の末端とするということであったが、現在のところは組合が買い上げる価格のほうが商人が個々に買い付ける価格よりも高いことさえあり、こうした形だけの流通機構の整備を軸とした農業協同組合の政策は、まったくデへの経済構造から浮き上がった存在となっている。

〔注〕

- (1) 拙稿「農村調査に関する若干の問題——イランのデヘ（むら）について——」, 『アジア経済』, 昭和41年1月号, 51ページ参照。
- (2) イランの土地制度の歴史的分析についてはA.K.S.Lambton, *Landlord and Peasant in Persia* のきわめて詳細なる研究成果をぬきでるものがないであろう。
- (3) 筆者は前掲論文において、デヘの社会経済構造の分析が、イランの農業、農村の構造的分析の出発点にならなくてはならないことを論じた。
- (4) A.K.S. Lambton, *op. cit.*, pp. 266-267.
- (5) イラン農業省, 1956年の統計によれば, 6ダングのデヘは9239あり, デヘ総数3万9295のうち23.4%を占めている。
- (6) 岡崎正孝「イランの地主の二つの型」, 滝川・斎藤編『アジアの土地制度と農村社会構造』, 63-69ページ参照。岡崎氏はこの論文において、筆者が「イランの地主をオムデ・マーレキとホルデ・マーレキに類別している」ということの批判（氏の批判か、それともLambton教授と氏の同意見による批判か不明確）を契機として、マーレキの類型化の試論を提示されたわけであるが、筆者は氏が厳しく批判されているようなマーレキの明確な類型を行なったことはこれまでにない記憶している。氏が批判の対象として指摘されるところの拙稿前掲論文中においては、オムデマーレキ、コルデマーレキの区別をしたことは事実であるが、前者を大マーレキとし後者を小マーレキとし、両者の間にマーレキ支配の質の決定的な相違を規定するようなことはいっさいしなかった。むしろ「マーレキ＝ライヤット関係の基底になるものは地代であるが、……」と地代形態の相違が重要であることを指摘したつもりである（前掲論文51ページ）。単にマーレキと農民の直接的関係だけでなく、デヘの社会経済構造という視点に立てば、オムデマーレキのデヘがコルデマーレキのデヘよりもマーレキによる農民支配が典型的な形でより厳しくなるという印象（まだ印象という程度であるが）をもって、オムデマーレキのデヘとコルデマーレキのデヘとを筆者は区別していることは確かである。

ところで氏の「地主がどこに住んでいるか、また村のどれだけの部分を所有しているかといったこと、また1ヘクタール所有するか100ヘクタール所有するかということは本質的なことではない」（氏論文66ページ）についてはいささか問題があろう。マーレキは農民を直接的に支配しているのではなく、デヘを場として支配していることを考え、デヘの社会経済構造という視点からマーレキと農民の関係をみるならば、以上、氏が本質的でないといわれることがかえって本質的なことに転化するであろう。

以上のこと以外についても反論すべき問題があるが別の機会にゆずることにする。

- (7) 農地改革の経過そのものについては以下、主としてイラン農業省、農地改革局の英文パンフレット *Implementation of Land Reform Law in Iran*, July 31, 1965による。
- (8) A. K. S. Lambton, *op. cit.*, pp. 53~54.
- (9) たとえば, Peter Avery, *Modern Iran*, New York, 1965, pp. 500~506.
- (10) 拙稿「イラン農村の社会経済構造の研究, 第3部ケイルアーバード(シーラーズ)の例」, 『東京大学東洋文化研究所紀要』, 第40冊, 181~290ページ参照。
- (11) Sardār Khākhī Hikmat Khān.
- (12) 拙稿前掲論文中, 1ガーウをもつライヤットの麦の平均取得分6000キログラムという計算は, 作付面積を8ヘクタールとしているために誤りである。二圃制であるから休閑地を除いて4ヘクタールとしなければならない。本文ではこれを訂正し3000キログラムとした。したがってこれにもとづく他の数値も訂正された。また平均1人の小麦消費量300キログラムはどうも多すぎるようである。
- (13) このデヘ内にマーレキの別荘がある。このことは, マーレキがデヘを地代を取り上げる単なるセットとして, 完全にわりきった形で意識していたかどうかについて, 疑問をなげかけるかもしれない。

(大野盛雄／執筆時：東京大学東洋文化研究所助教授, 現：大東文化大学  
国際関係学部教授)